

第五條 遺見、棄兒及迷兒ハ其ノ所在ノ市町村ニ於テ之ヲ救助ス

第六條 貧民ヲ救助スヘキ市町村ナキトキ若ハ其市町村知レサルトキハ所在ノ府縣ニ於テ之ヲ救助ス

第七條 市町村ハ其ノ所在貧民ニ付テハ第三條乃至第五條ニ該當セサル場合ト雖先ツ之ヲ救助スヘシ

前項ノ場合ニ於テ市町村ハ其ノ戸主、家族、扶養義務者中何人ニ對シテモ被救助者ノ引取並被救助者ニ關スル費用ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

戸主、家族、扶養義務者ナキトキ若ハ知レサルトキ又ハ資力ナキトキハ之ヲ救助スヘキ市町村又ハ府縣ニ對シ被救助者ノ引取並被救助者ニ關スル費用ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

費用ノ辨償ニ付必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第八條 貧民救助ノ爲要スル費用ハ特ニ規定アルモノノ外之ヲ救助スヘキ市町村又ハ府縣ノ負擔トス

第九條 府縣ハ市町村ニ對シ國庫ハ府縣ニ對シ貧民救助ノ爲要スル費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

前項補助ノ方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十條 貧民ノ救助ヲ始メタル後ニ於テ資力アル戸主、家族、扶養義務者又ハ救助スヘキ市町村若ハ府縣ノ知レタルトキハ第七條ノ例ニ依ル救助ヲ終リタル後亦同シ

第十一條 貧民ノ救助ハ生存ニ要スル衣食並居所ヲ給シ若ハ之ヲ得セシム必要アルルハ療養ヲ施シ又ハ之ヲ得セシム被救助者死亡シタルトキハ葬儀ヲ行フヘシ救助ヲ受クヘキ貧民ニシテ救助ヲ始メサル前死亡シタルトキ亦同シ

貧民ノ救助、葬儀又ハ所持若ハ遺留ノ物件ニ關シ必要ナル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第十二條 勞務ニ堪ユル被救助者ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ相當ノ勞務ヲ課スルコトヲ要ス

勞務ヨリ生スル收入ハ救助ヲ行フ市町村又ハ府縣ニ歸屬ス但シ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ收入ノ一部ヲ本人ノ所得

ト爲スコトヲ得

第十三條 未成年ノ被救助者ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ相當ノ教育ヲ爲スコトヲ要ス

第十四條 被救助者ニ對シ必要アルトキハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ懲戒ヲ行フコトヲ得

第十五條 本法ニ依リ現ニ救助ヲ受クルニ至ラスト雖生活ノ情況公安ヲ防ケ若ハ風俗ヲ紊ル虞アル者ニ對シ公益上必要アリト認ムルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間其ノ居所及生業ヲ指定シ之ニ戒告ヲ爲スコトヲ得

前項戒告ノ効ナシト認ムル者若ハ戒告ニ從ハサル者ハ強制勞務ニ付スルコトヲ得

強制勞務ニ關スル準則ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第一項ニ定ムルモノノ外本條ヲ適用スヘキ種類ハ内務大臣之ヲ定ム

本條ニ該當スル者又ハ本條ニ該當スト認ムル者ニ付テハ必要アル場合ニ於テ其ノ居所及生業ヲ臨檢スルコトヲ得

本條ニ依リ戒告ヲ受ケタル者及強制勞務ニ付シタル者ニ關スル必要ナル取締並罰則ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 救助ヲ受ケタル後貧民自活ノ途ニ就キタルトキハ直ニ救助ヲ止ム

第十七條 救助ノ願出アルトキハ本人及其ノ家族、扶養義務者ノ生計ノ狀況ヲ查覈シ必要アル場合ニ於テハ居所ニ臨檢シ物件ヲ搜索シ又ハ喚問スルコトヲ得

第十八條 内務大臣ノ指定スル府縣又ハ地方長官ノ指定スル市町村ハ其ノ命スル所ニ依リ貧民ノ救助若ハ防備ノ爲其ノ費用ヲ以テ必要ナル施設ヲ爲スヘシ

公益上必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ勞働者ヲ使用スル私設ノ事業ニ對シ前項ノ施設ヲ命スルコトヲ得

第十九條 公共團體ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ貧民ノ救助若ハ防備ノ費用ニ充ツル爲メ特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ

第四節 特殊社會立法に依る醫務保護政策

金穀ノ積立ヲ爲スコトヲ得

貧民ノ救助ト公共團體トノ關係ニ付テハ本法規定ノ外別ニ定ムルコトヲ要スルモノ若ハ特例ヲ設クルコトヲ要スルモノハ内務大臣之ヲ定ム

第二十條 貧民ノ救助ハ之ヲ他ノ公設又ハ私設ノ施設ニ委託スルコトヲ得

前項委託ノ貧民救助ニ要スル費用ニ關シテハ地方長官ノ定ムル所ニ依ルノ外受託者ハ市町村又ハ府縣ニ對シ之カ要求ヲ爲スコトヲ得ス

第二十一條 國庫ハ毎年豫算ヲ以テ貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル公設、私設ノ事業ニ對シ補助若ハ防備ニ關スル必要ノ費用ヲ定メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムヘシ

前項補助ノ條件、方法、手續其ノ他國庫金ヲ支出スヘキ費途ニ關スル事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十二條 地方長官ハ貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル事務ノ爲府縣制ノ規定ニ依リ有給ノ府縣吏員又ハ常設若ハ臨時ノ名譽職員ヲ置キ其ノ事務ヲ補助又ハ分掌セシムルコトヲ得

地方長官ハ前項ノ吏員又ハ委員ヲシテ貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル公設、私設ノ事業ニ對スル監督ノ事務ヲ補助又ハ分掌セシムルコトヲ得

本條ノ吏員又ハ委員ノ爲要スル費用ハ府縣ノ負擔トス

第二十三條 貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル公設、私設ノ施設ニ對スル監督ニ付テハ法律命令ニ規定アルモノノ外特ニ監督官廳ノ許可ヲ要スヘキ事項ハ内務大臣之ヲ定ム

貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル私設ノ施設ニ付テハ第一次ニ地方長官第二次ニ内務大臣之ヲ監督ス

貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル公設、私設ノ施設ニ對シ公益上必要アルトキハ其ノ事業並規定ニ對シ相當ノ更正ヲ命

シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲ス權ヲ有ス

上級行政廳ハ前項職權ノ一部ヲ下級行政廳ニ委任スルコトヲ得

第二十四條 本法ニ基ツキテ發スル命令ニ依リ公共團體又ハ私人ニ於テ其ノ職ヲ履行セス若ハ之ヲ履行スルモ適當ナ

ラスト認ムルトキハ監督官廳ハ必要ナル指揮ヲ爲シ又ハ義務者ノ費用ヲ以テ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本法ニ基ツキテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ辨償若ハ負擔スヘキ費用ノ徵收ニ付テハ市町村又ハ府縣ノ

徵收金ニ關スル例ニ依ル

第二十六條 私人ニ於テ本法ニ基ツキテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ監督官廳ハ一定ノ期間内ニ履行ヲ命スヘ

シ若其ノ期間内ニ履行ヲ爲サス又ハ履行ヲ爲スモ適當ナラスト認ムルトキハ内務大臣ノ定メタル科料ニ處スルコト

ヲ得

第二十七條 自活シ得ヘキ者ニシテ虛偽ノ方法ヲ以テ救助ヲ受ケタルトキハ十一日以上六月以下ノ拘留ニ處ス

第二十八條 傳染病者、水難者並其ノ所持物件ノ取扱ニ關シ法律命令ニ規定アルモノハ其ノ適用ヲ妨ケス

第二十九條 貧民ノ救助ニ關シ市町村間ニ爭議アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其ノ決定ニ不服アルトキハ内務大臣ノ

裁定ヲ請フコトヲ得

前項ノ爭議ニシテ數府縣ニ涉ルトキハ内務大臣之ヲ決定ス

第三十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト看做ス

第三十一條 本法ニ於テ府縣トアルハ北海道ニ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ之ニ準スヘキモノ

ニ準用ス

北海道、沖繩縣其ノ他町村制ヲ施行セサル地ニ關シ別段ノ規定ヲ要スルモノハ内務大臣之ヲ定ム

第三十二條 貧民ノ救助若ハ防備ノ爲設クル貧兒養育、不良感化、癡狂收療、免囚保護、慈惠療養、細民投産、貧民教育其ノ他貧民ノ救助若ハ防備ニ要スル施設並此等ノ施行ノ爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
前項自助ノ爲設クル強制保險、貯蓄ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條 貧民ノ救助若ハ防備ニ關スル事項其ノ他本法ニ規定スル事項ニ關シ外國人ニ付別段ノ規定ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 第二十一條ノ國庫支出額ハ明治三十五年度ニ於テハ明治四年六月太政官布告第三百號、明治六年三月太政官布告第七十九號、明治六年四月太政官布告第三百三十八號、明治七年十二月太政官達第六十二號恤救規則ニ依リ國庫ヨリ支出スヘキ豫算額ヲ以テ之ニ充ツ

第三十五條 前條ノ布告、達其ノ他貧民救濟ニ關スル從前ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第三十六條 本法ニ規定シタルモノノ外貧民ノ救助若ハ防備ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 本法ヲ施行スル爲必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

同日、提出者安藤代議士は、本法案提出の理由を説明して曰く

「諸君、救貧法案提出の理由を極簡単に述べて置きます法條は三十八條ありまして頗る浩翰なものであります併し其趣意は理由書にあります如く從來の救恤規則其他の法令等に於ては十分貧民を救助し又一方に於ては貧民をして自主獨立の途に就かしめると云ふ方法がないために貧民は唯富豪から金錢を貰ふとか或は物品に據つて却てそれがために怠惰心を起さしむる怠惰心を起さしむる結果は此國家の費用のみならず町村の費用は莫大に掛る而して其怠惰心を起した者は如何なることになるかと申しますれば乞食にならなければ即ち浮浪の徒と爲つて息むのである否らざ

れば犯罪を起して監獄に繋がれると云ふやうなことで我同胞兄弟の中に此の如き無告の貧民を徒らに之を救はずして斯の如き浮浪乞食の徒にすると云ふことは同胞兄弟の情として甚だ忍びぬ所でございますそれ故に此法案等を持へてさうして夫々自立獨立の途に就かしむると云ふのが本案を提出しました理由でございます○下

と。斯くして本法案は、議長指名により同日、安藤龜太郎・山田莊左衛門・山口定省・熊代謙三郎・松岡長康・吉田源八・宮原幸三郎・松下太郎右衛門・山田順一の九委員に附託されることとなつたが、審議未了に終つたのである。然しながら少しく本案の醫療保護に關係することのみを説明するに、被救助者の第一種として「不具廢疾病傷老衰幼弱其ノ他災厄ノ爲自活シ能ハサル者又ハ扶助ヲ受クル途ナキ者」を掲げ、自活し能はざる病傷者又は扶助を受くる途なき病傷者を救助すべきもの（第二條第一項）としてゐる。救助の主體は、所在の市町村に於いてするを原則とし（第五條）、救助すべき市町村なきとき、若しくは其の市町村判明せざる時は、所在府縣に於いて救助すべきもの（第六條）とした。救助費の負擔は、特に規定あるものゝ外は市町村又は府縣の負擔とし（第八條）、而して府縣は市町村に、國庫は府縣に一部を補助すること（第九條）にしてゐる。救助の方法は、生存に要する衣食並に居所を給し、若しくは之を得せしむる必要あるときは療養を施し、又は之を得せしむ（第十一條）ること等であつた。

註 (1)(3) 第十六回帝國議會議員提出法律案 第九四號 一一二、三一—三頁

(2)(4)(5) 大日本帝國議會誌 第五卷（昭二・一二）一七八四—六、一七八六、一七八七頁

第五節 醫療保護事業機關發達の狀況

一 一般醫療保護事業發達の概要

此の時代は、前期に比すれば、施設の増加に於いてやゝ停頓を來した時代であつたといふことが出來ようが、施設其

のものの内容等よりすれば、新なる發展を遂げた時代であつたといふことが出来る。

願ふに、明治九年以後同二十六年までの期間に急激に増加した一般醫療保護機關は、明治二十七、八年の日清戦役の影響を蒙り、始めの五ヶ年間は一時停滞状態を呈したが、戦役が終結して、社會經濟状態安定の氣を呈するや、三十一、二年より三十六年に至る後の五六ヶ年間に再び漸次増加の傾向を示し、加之、其の内容を少からず整備するに至つてゐるから、之を全體的に觀れば、正しく進展時代であつたといふことが出来る。而して此の期間に於いて最も注意を惹くことは、我が國最初の純然たる國立治療病院ともいふべき永樂病院が、明治三十年八月に設立されたことと、資本金五十萬圓を有する開業醫共同病院設立の計畫が爲されて一大醫療保護事業を經營せんとしたこと等である。

今此の期間に於ける醫療保護事業進展の狀を、一般醫療保護機關増加の傾向と一般醫療保護機關設立の實際活動との二方面より觀察するに、此の期の前半に於いては其の活動盛んならず、又其の機關も寥々たるものであつた。之を例へば、明治二十七年一月、東京市芝區伊皿子町高山齒科醫學院に於いて齒科醫學生の實習に供する爲め、貧困者の治療を兼ね行ひ(各説)、二月、長野縣松本町の開業醫相謀り、松本治療院を設立して、貧困者の治療に當つて(各説)をり、又三月頃、三重縣宇治山田町の開業醫大主重彌なる者が貧窮民の治療、特に貧困梅毒患者の治療、無料種痘を實施しつゝあつたことが(一)。

「伊勢國山田通信(三月二十) 當地の開業醫大主重彌氏は公衆衛生の普及を計る目的にて先づ度會郡内の貧民及び梅毒患者に治療せんが爲めに宇治山田町、外三十四ヶ村町役場及郡内所得納稅者へ同趣意書を配布し、且目下種痘の時期に際せるを以て宇治山田町全戸へ種痘中の心得書六千枚を寄附し町役場より各戸へ向け配送せり」

と報道ある外、四月、大阪市南區の有志者により、日本橋筋五丁目貧困者の治療を目的として長春病院支院が設立され(各説)て居るに過ぎない。

又開業醫師に依る一時的救済も、餘り行はれなかつたものの如くで、たゞ僅に此の年三月、仙臺市東一番丁の開業醫大内喜里が、兩陛下御結婚二十五周年記念の式典を行はせらるゝに當り、其の記念として治療券百枚を市長に委託し、二月三十一日まで貧困者の治療に當つてをり、又此の月、同市塚場小路開業醫高柳嘉平は、治療券六十枚を市長に委託して治療に當つたことが、左の如く(二)。

「仙臺通信(三月十) 大内氏の治療 當市北一番丁開業醫大内喜里氏は去九日の大典を祝する爲め治療券一百枚を製し市内貧民を治療せんとて過日市長宛に治療券を差出し右配布方を出願せり其期限は大典記念の爲め三月九日より本年十二月三十一日限りなりといふ」

と見え、又(三)。

「仙臺通信(三月六) 貧民治療 當市塚場小路に開業せらるゝ醫師高柳嘉平氏は當市貧民を治療せんとして此程治療券六十枚を市長に差出し其配布方を依頼せしに市長は各區長に就て取調へ右治療券を發布せしと美事な奇特なり」と報道されてゐるに止まるのである。是れ素より單なる報道に過ぎなく、之を以て全體を下することは一を擧げて三を知ることよりも早計なるは論を俟たないが、然し斯かる報道の不足は、又以て其の一般の趨勢をうかゞふことが出来る。たゞ茲に特記すべきは、此の歲、山形縣下に於ける未曾有の大震災は、東・西田川及び飽海三郡に亘り、慘狀その極を盡くしたが、此の秋に當り縣下開業醫を始め有志家擧つて負傷者の救済に大童の救済活動を展開して、罹災民の救済に任じてゐることである(四)。

二十八年には二月頃、仙臺市の開業醫小々高市左衛門が十三名の貧困患者を、同じく野白某は九名の患者を治療せし廉を以て、夫々木杯一個を縣知事より賞賜されたことが左の如く(五)。

「仙臺通信(三月四) 當市の開業醫小々高市左衛門氏は十二名の患者を無代價にて治療せし旨を以て此程木杯一ヶを

下賜せられ又同日野白氏は九名の患者を施療せしにより同しく一ケを(○中)下賜せられたり」と報道されており、十月、熊本市在住の佛國人フィリベルト・マテ・ボルジアは、醫師を雇備して貧困者の治療に當り、今日の聖心病院の基礎を固め(各説)、十二月、長崎市醫會は、總會を開催して規約等を議決するところがあつたが、同會に於いて左の施療規則を定め、二十九年より實施することとしてゐる。

「施療規則」

- 第一條 施療規則は市民貧困にして治療費を辨し能はざる者のために設く
 - 第二條 施療券は市醫會より會員に應分據出せしむ
 - 第三條 施療券は市醫會に於て調製し實費を以て會員に頒つものとする
 - 第四條 毎月日施療人員を定むるは各自の意見に任す
 - 第五條 施療券の効用は一枚一週日とし日限を經過するときは更に申請せしむ
 - 第六條 施療券は當初記名の醫師に收め置かしむ
 - 第七條 施療券は毎年末其人員日數及金額明細表を調製し既了の施療券を添へ市醫會事務處に届出つるものとする
- 右之通相定候也

明治二十八年 月 日

長崎市 醫會

二十九年に於いては東京醫科大學附屬醫院は、議會の決議により今年度より主として貧困施療患者を取扱ふことに改められ、六月、現日本海員救濟會横濱病院の濫觴たる海員寄宿所病室が設立されて貧困海員救療の途が講ぜられ(各説)、又同年中、佐賀縣藤津郡鹿島町の開業醫に依つて組織されたる鹿島醫會に於いては貧困者の施療を實施し(各説)たる外は一般醫務保護機關の設立を見ることが出来ないが、此の年六月中旬に、三陸地方を襲うた大海嘯に際しては、日本赤

十字社を始め醫家、仁人にして應急救療事業を盡瘁したるものも尠くなかつた。

三十年には四月、福岡市の有志者により施療院設立の計畫が樹てられたこと(各説)

「福岡縣通信(日發) 救療院の設立は刻下有志家間に規畫せられつゝあり、聖上至孝至仁の餘瀝を奉載して基本とし普ねく有志の義捐に訴へんとす」

と報道されてゐるが、實現の有無は明らかでない。八月には東京醫術開業試験場附屬永樂病院が設立されるに至つてゐる(各説)が、是れは我が國に於ける最初の官設施療病院とも稱すべきものであつたのである。

三十一年には三月、東京市芝區濱松町に、貧困者の施療を目的として大日本救療院が開設され(各説)、九月、東京市麴町區内幸町の長興胃腸病院に於いては施療規則を定めて、貧困者の施療を兼ね行ひ(各説)、十一月、秋田市醫會は前年來の決議たる貧窮民施療に愈々着手することとなり、施療券三百枚を發行したることが、左の如く

「第廿二回秋田市醫會は去月九日午後二時三十分より市役所樓上に於て開會深見春三會長は議長席に着きて(○中)前會即ち第廿一回會議にて決議したる市の諮問案たる貧民患者無代施療の事はいよ／＼前決議に基き來十二月一日より實施の取運ひを爲す筈なれば諸君に於ても曾て廻送したる其決議願末書中の規定に準據し貧民の施療を乞ふ者あるに於ては夫々適應の取計を爲さんことを希望する所なり且つ三百枚の施療券は不日市長より配與さるゝ筈なれば其施療券携帶者へ對して本會の決議を辱しめざる様の取計を爲さんをは我々一統の深く切望する所なりと述へ(○下)と報せられ、十二月には、神戸市深町一丁目に横河震八郎の主唱に依つて海員病院の設立を見るに至り、一般海員の診療と貧困海員の施療とが並び行はれる(各説)に至つてゐる。本病院は液濟會に於ける病院と共に一般の貧窮民を對象とする醫務保護機關ではないが、記述の便宜上合叙した次第である。

尙ほ此の年三月、東京市神田區井上眼科病院長井上達七郎は、奠都記念事業として、一大眼科施療病院を設立せんと

圖つたことが、『東京醫事新誌』に報道されてゐる。其の設立趣意書を掲ぐるに⁽¹⁰⁾
 「我東京市の有志家諸氏は来る四月十日を卜して奠都記念祭を執行し兩陛下及皇太子殿下の御臨幸を仰がんとす此
 舉や固より可し誰人といへども異論不可有之は勿論に候得共只此典を擧ぐるについて宴を張り盛を示し候のみにては
 事足らぬ歟かと被存候成程記録は永く此祝典をとめて不朽に傳へ可申き歟なれども實質的之記念たるもの無之候て
 は眞に奠都を祝する我東京市民の誠情としては足らざる所無之歟不肖達七郎の愚考を以てすればたとへば宴を張り華
 を銜るの費用の一半を折してなりとも之を以て永く

聖恩に浴するの霑ひを後來にもわがち蒙らしむべき一つの記念物を創設すべきが最も然るべき歟に被存候而してそれ
 には何よりも慈善的の仕事が尤もよろしかるべく候慈善的の仕事と申せば其範圍も頗る廣く其種類も數多有之候得共
 先以眼科施療院を設け庶事に候凡て人として眼の健全を要すべきは言ふまでも無之儀に有之候然るに全國といはず我
 東京市に於ても眼病患者の數は夥しき多數に上り而も年々其減少を見ずして反て増加を來すの傾き有之候は何共以て
 慨はしき次第に有之候而して眼病は中人以上に少なくして貧民に多きは勢ひの免れざる所に有之殊にトラホームの如
 き傳染性を有する病患にあつては彼れ貧民を圍繞する總ての事物が其猖獗を逞ふせしむべきは勿論の事にて之がた
 國の生産力を減殺候こと實に不少被存候實に彼のトラホームの如きは中以上の資産もあり理解力をも有し候者にして
 も猶且つ療用を持久候忍耐に勝へかね候程の次第に候得者況んや貧民に於ては實際療用のおろそかに相成候も亦不得
 已次第にも可有之歟乍去不得已とて之を捨て置き候てはいよ／＼病患の猖獗をますのみにして爲に失明の不幸に陥る
 者も頻々有之に至り可申は必然の勢に有之個人としてももとより傷むべき事にして又國家の爲にも莫大の損失に候は
 ずや就ては何とか此祝典を機として眼科施療院を起し不幸にして病に罹るも醫治を受くべき自力無き者を救ひ申度是
 は一はトラホームの如き傳染性を有する疾患の一予防策とも相成り可申候亦如此病院設立せらるゝときは眼科を研究

する者に取りては偉大の便益を得べくさすれば永く奠都祭の起念として浴し候

聖恩の萬分の一の霑ひをも分ち候事に相あたり市民が奠都を喜ぶ精神にも相叶ひ可申歟元來施療病院なるものは香慈
 善に止まらず之が爲に國家の生産力を増し少からぬ利益と相成可申候世人喜んで淨財を盲啞院に寄附するも未だ盲せ
 ざるに之を救ふの舉あるを見ず誠に歎はしき次第に候はずや全體我東京市は全國の首都なるの故は總ての事が模範た
 るべき儀に有之候も慈善事業の如きに至ては甚た乏しく實に我東京市の體面上よりするも耻かしき次第に有之候之を
 東京に起せば隨て地方に於ても之に倣ひ候者出來可申それよりそれと段々とおし廣まり候得者國の生産力の上に大な
 る富を加へて國家の大利益と相成可申候これは非共此施療院の設立を成就致させ度主意に有之候而して其費用は醫員
 は各家の無報酬出診を乞ひ其他は先づ之を七萬圓と定めて創立費を三萬圓維持費を四萬圓と見積り義捐者は當分只其
 通知のみにして出金に及ばず七萬圓の金額に纏り候をまちて始て徵收候事に致し候者大に世の信用も可有之歟猶詳細
 の計算の如きは之を夫々其道の人に委ねて精査致さすべき事と致し此には只其の大綱を述べて大方の御賛同を仰ぎ度
 所存に候仰ぎ願くは各位發起の任を辭し給ふこと勿らんことを

發起人たる事を御承諾被爲候は、其旨下名へ御通知被下度候

明治三十一年東京市奠都記念祭前一月

駿河臺東紅梅町十一番地

井上達七郎

此が設立の有無については目下調査中に屬するが、當時に於いてトラホーム豫防の必要、トラホームと貧困者との關
 係、乃至貧困者と生産力との關係に就き、一家の識見を具有して眼科施療病院設立の運動を起したことは、正に特筆に
 値ひすることである。因みに井上眼科病院に於いては、施療券を發行して施療も行つてゐる(各説)。

又此の年、東京市本所區南二葉町に設立された江東病院に於いては、一般患者診療の傍ら貧困患者の無料診療及び輕費診療を實施してゐる(各説)。

三十二年には三月、廣島縣尾道市に尾道慈善會が設立され、施療の外貧民救護事業を開始したるに胚胎し、後ち財團法人尾道慈善會の大を致すに至つてゐる(各説)。十一月十一日には、栃木縣那須郡烏山町の開業醫川俣英夫により川俣病院が設立されると共に同院内に施療部が併設され、貧困患者施療が開始せられ(各説)、翌十二月十二日、京都帝國大學醫科大學附屬醫院に於いて貧困患者の官費施療が始められてゐる(各説)。

三十三年には四月、仙臺市の私立東北會館に於いては救濟部なるものを附設し、仙臺市の委託により行旅病人、瘋癲病者の收容看護の外、窮民患者の施療を行ひ(各説)、五月十三日、熊本縣八代郡八代町にマリ・モルジュ・ウリヲを設立經營者として貧困者の施療及び貧困子女の保育と教育とを目的とする博愛院が設立され(各説)、八月北海道旭川村の博愛堂竹村病院に於いては、此の月より滿五ヶ年間、村當局との契約により村内貧困者に施療を實施してをり(各説)、十一月函館の地に、貧困者を救護施療すると共に孤貧兒を教育する目的を以て、函館慈惠院が設立され、後ち其の施療事業は次第に擴大され、更に近年輕費診療を主とすることとなり、現在の財團法人函館慈惠院中央病院となるに至つてゐる(各説)。尙ほ此の歳日本海員救濟會神戸出張所に於いては、市内仁全病院と特約して海員の救療を開始し、現在の日本海員救濟會神戸病院の大を爲す基を拓いてをり(各説)、又米國聖公會の宣教醫として此の年來朝したトイスラーに依り、東京市京橋區明石町に施療所が開設され、今の聖路加國際病院の大を致すに至つてゐる(各説)。八月、宮城三十四年には五月、京府加佐郡余部町に私立博愛病院が設立され、貧窮患者の施療を兼ね行ひ(各説)、八月、宮城縣古川町に設立された私立古川病院に於いては、一般診療の外に無料診療並に半額診療を行つてゐる(各説)。尙ほ此の年二月頃、東京市に於いて市立施療病院設立の計畫があつたものの如くで、該院設立に關する市會提出議案調査中の報

道が爲され(各説東京市立施療病院の條參看)てゐる。又三月頃、和歌山に慈惠病院設立の計畫があり、實現を見るに至つたかどうか詳かでないが、當時の報道に

「休職海軍々階大監三田村忠國氏等は和歌山に慈惠病院を設立せんとし其主意書を發表せりといふ」と見え、六月には、福島縣第二回醫學得業士大會が開催されてゐるが、其の際大會決議として、貧民施療の方途を講ずること外數項を可決してゐる。又此の年頃、東京市日本橋區濱町所在の楠田病院に於いては、貧困産婦人科患者の施療を實施してをり(各説)、小石川區春日町所在の明々堂眼科病院に於いては、施療規定を設けて貧困患者の眼科施療を行つてゐる(各説)。

三十五年に於いては四月、山梨縣中巨摩郡醫會は施療券を發行して貧困者施療に活動し(各説)七月には、北海道小樽區住ノ江町に同區内龍德寺住職有田法宗、本願寺西別院輪番龍山雷雲、開業醫福原賢孝、原田元貞、赤木顯吉、重松八郎、木村麟太郎の七氏の發起に依り、現財團法人北海道社會事業協會附屬小樽病院の前身たる共立小樽施療所が設立されてをり(各説)、十月には、三十一日を以て先年來東京市に於いて計畫しつゝあつた市立施療病院設立の儀は、市參事會に於いて可決せられ(各説東京市立施療病院の條參看)、十一月には、山梨縣東八代郡醫會に於いて施療券による施療を實施し、又此の月、三井家は東京市に於いて施療病院設立の舉あるに賛して、金十萬圓を寄附し(各説東京市立施療病院の條參看)てゐる。

更に此の年、北海道札幌に英國人ジョン・パチェラーに依り、アイヌの施療を主とする施設が設立されてをり(各説アイヌ病院參看)又兵庫縣多紀郡醫會に於ては、郡費の補助を受けて施療券を發行し(各説)官城縣遠田郡醫師會は、郡下凶荒に際し、貧窮民施療に盡してゐる(各説)。

尙ほ以上の外、此の歳三月、清韓諸國に醫事衛生思想を普及すると共に、醫療機關を設立することを目的とする同仁會なるものの設立計畫が發表され、越えて六月一日、其の成立を觀るに至つてゐるが、本書に於いては關説しないこと

とす。

三十六年に於いて施療を開始するに至つたものとしては、八月、東京市本郷區春木町二丁目の開業醫岩間岩太郎の主張に依り、衛生思想の普及と貧困病者の施療とを目的として博愛會なるものが設立され、其の分院が日本橋區北島町に設置され(各説)てゐる。又此の歳、大日本私立衛生會富山支會に於いては、縣下凶荒に際して貧困者の施療を實施するところがあつた。(各説)

更に此より幾五月頃、渡邊準哉、山根正次、豊原基臣等數名の發起により、開業醫の共同出資に依る開業醫共同病院として、資本金五十萬圓を有する共愛株式會社を東京に創立せんとする計畫がなされ、事務所を赤坂區表町二丁目十五番地に置き、左記の如き創立趣意書なるものを發表してゐる。(18)

「共愛株式會社創立趣意書」

國家隆昌ノ基本ハ凡人ノ幸福ナルニアリ、人生幸福ノ基本ハ無病健全ナルニアリ凡ソ人生ノ災禍種々アリト雖モ疾病ヨリモ慘ナルハナシ之ヲ既ニ發シタルニ除キ之ヲ未ダ發セザルニ防キ以テ國家隆昌人生幸福ノ基本ヲ建ツルハ文明國民ノ際時モ忽ニス可ラザル事業ニアラズヤ翻テ之ヲ我國ニ見ルニ公衆衛生ノ方法未ダ普ク進歩セズ隨テ各種ノ傳染病又ハ普通疾病ニ罹ルモノ甚ダ多シ或ハ之レ慣習ノ久シキニ因ルモノアルベシト雖モ一般醫學上ノ進歩ニ伴フベキ完全ナル療病機關ノ缺乏セルガ如キ又一一般開業ノ醫師ニシテ各自此等療病機關ヲ使用スルノ便宜ヲ有セザルガ如キハ蓋シ其最大原因ナラズンバアラズ此缺陷ヲ救助シ此便宜ヲ供給スルハ眞ニ刻下ノ急務ナリ而シテ一般社會的設備ハ個々ノ便利ヨリシテ社會相互ノ公益ニ進ミ單獨ノ事業ヨリシテ公衆共同ノ經營ニ赴クヲ以テ原則トス乃チ茲ニ同志者合同協議シ以テ株式組織ニヨリ會社ヲ設立シ之ヲ共愛株式會社ト稱シ進ンデ汎ク世ノ有志家ノ贊同ヲ仰キ其資金ヲ募集シ別紙説明書ノ各項ニ屬スル事業ヲ營ムベキ一大療病機關ヲ建設シテ熱心誠意之レガ經營ヲ爲シ社會公衆ノ利便ト療病機

關ノ完備トテ圖ラント欲スル所以ナリ伏シテ各位ノ御贊同ヲ希フ

而して左記共愛株式會社營業事項説明書なるものに據るに、共愛醫院なる一大病院を設立し、之に患者收容の爲めの病室、病者宿泊所、助産室等を附設し、更に施療部を置いて貧困者の施療をも行はんとするにあつたのである。(19)

「共愛株式會社營業事項説明書」

第一項 共愛醫院

本項ノ事業ハ一定ノ建物ヲ設ケテ醫術各科ノ診療所ヲ置キ専門ノ大家ヲ聘シテ主任トシ各病患者ノ外來診療ヲ爲スニアリ又附屬病室ヲ設ケ入院患者ノ診療ヲモ取扱フ
外來及入院患者ニ對シテハ凡テ繁雜ナル手續ヲ省キ簡便便利ニシテ誠實懇切ヲ旨トシ病者ヲシテ毫モ不快ノ感ナカラシムル事ヲ期ス

本院ニハ最新ノ装置ヲ有スル寢臺附護謨輪ノ車輛ヲ準備シ開業醫師又ハ病家ヨリ電話電報其地便宜ヲ以テ患者入院依頼ノ通知ヲ受ケタルトキハ準備ノ車輛ヲ迅速ニ患者ノ所在ニ送り老練ナル看護婦ヲ附添ヘシメ病室ニ收容スルノ用ニ供スルモノトス傳染病患者ナルハ特ニ消毒装置ヲ爲シタル車輛ヲ以テス

第二項 供給病室

本項ノ事業ハ各科ノ患者ヲ收容スベキ装置ヲ爲シタル完全ナル病室ヲ設ケ一定ノ室料ヲ徴シテ之ヲ一般開業醫師又ハ病家ノ求メニ應ジ之ヲ供給スルニアリ

第三項 病者宿泊所

本項ノ事業ハ空氣光線及溫度ノ三點ニ於テ完全ナル構造及設備ヲ爲シタル大小數十個ノ客室ヲ設ケ各地方ヨリ東京在住ノ各醫ニ診療ヲ受ケンカ爲メ上京シ又ハ所用ノ爲メ上京シ傍ラ診療ヲ受ケントスル病者ニ對シ其宿泊ニ供シ旅宿攝

第五節 醫療保護事業機關發達の狀況

養ノ便宜ヲ專要ト爲スニアリ
 本宿泊所ニ止宿セルモノハ共愛醫院ノ診療ヲ受クルノ自由アルモノトス其診察ニハ診察料ヲ要セス又本所ニ掲ケタル宿泊規定ノ外一切ノ費用ヲ要セサルモノトス
 本宿泊所ハ地方ヨリ上京宿泊セントスル人ノ通知ニ依リテ馬車又ハ人力車ヲ以テ便宜ノ停車場ニ出迎ヘシム此場合ニハ本所ノ徽號ヲ掲ケ上京旅客ノ注意ニ便ナラシム

第四項 助産室

本項ノ事業ハ清潔ニシテ閑靜ナル一定ノ客室ヲ設ケ妊娠婦人ニシテ借室ヲ望ムモノ又ハ分娩期ニ臨ミ適當ナル産室ヲ蓄ヘサル婦人ノ便利ヲ圖リ當事者ノ申込ニ應シ出産用ニ供スルニアリ

第五項 慈善救療部

本項ノ事業ハ當會社定款ノ指定ニ依リ貧民及ヒ不幸ナル病傷者ヲ無料ニテ救療スルニアリ
 本部ニハ一定ノ病室ヲ設ケ入院診療ヲ爲スベキ患者ヲ收容スルモノトス
 本部ニハ各慈善會及救濟會等ヨリ特別ノ依頼アル片ハ實費ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲ス事アル可シ
 右に依つて知られる如く規模實に廣大、在來の施療機關を凌駕する一大施療病院たるべきものであつたが、設立實現されるに至りしや否や、調査中に屬する。又此の年秋、吳海軍工廠従業員職工の相互共濟を目的とする吳海軍工廠職工共濟會病院設立の計畫があつた(各説)。

以上は明治二十七年より三十六年に至る十ヶ年間に於ける一般醫療保護機關の興起と、此が計畫に就いての一斑を示したに過ぎないが、醫療保護事業發達の趨勢を知るには、以上を以て一應の指標とすることが出来るであらう。

註 (1) 東京醫事新誌 第八三五號(明二七・三・三一) 四六頁

(2)	同	第八三三號(明二七・三・一七)	四五頁
(3)	同	第八三三號(明二七・三・一〇)	四五頁
(4)	同	第八六九號(明二七・一・二四)	三六―七頁
(5)	同	第八八五號(明二八・三・一六)	四〇頁
(6)	同	第九二九號(明二九・一・一八)	三七頁
(7)	同	同	三八頁
(8)	東京醫事新誌	第九九三號(明三〇・四・一七)	四〇頁
(9)	同	第一〇七八號(明三一・一・二三)	四一頁
(10)	同	第一〇四四號(明三一・四・九)	三九―四〇頁
(11)	同	第一一九六號(明三四・三・一六)	三九頁
(12)	同	第一二〇八號(明三四・六・八)	四一頁
(13)	中巨摩郡誌	(昭三・一二)二三頁	
(14)	東八代郡誌	(大三・一)五四―一二頁	
(15)	多紀郡誌	(明四四・一二)一七三頁、多紀郡誌(大七・一二)一八四頁	
(16)	遼田郡誌	(大―五・五)五三四頁	
(17)	越中史料	第四卷(明四二・九)二六頁	
(18)	東京醫事新誌	第一三〇八號(明三六・五・二三)	三七頁
(20)	同	同	三八頁

二 特殊醫療保護制度樹立の氣運

一般醫療保護事業發達の趨勢は上述の如くであつて、日清戰役後施設の數も次第に増加し、内容亦整備するに至つたが、一方特殊醫療保護事業は如何と云ふに、其の制度、施設に於いても同様興起を見るに至つた時代である。之を例へ

第五節 醫療保護事業機關發達の狀況

ば、此の期間に、精神病者の保護を目的として精神病者監護法が制定公布され、此の種制度上一新紀元を劃するに至つたのを始めとし、救癲事業に於いても、大いに世上の關心を高め、又斯業機關の設立を見るに至つた時代であり、更に又特殊醫療保護事業の一たる結核豫防事業については、漸く世論の喚起を見るに至つた時代である。其の詳細については、下巻各説に於いて夫々述べることとし、本項に於いては、其の概要を單に鳥瞰するに止めることとする。

(1) 精神病者保護制度の確立

精神病者の保護救済に關しては、前時代に於いて其の制度機關なかるべからずと、一部有識者に依つて論議されたに止まり、制度機關の見るべきものは殆ど無く、たゞ僅かに民法中に精神病者の財産保護に關することを規定したに過ぎず、精神病者共れ自身を保護救済すべき制度の樹立を見るまでには未だ至らなかつたのである。然るに此の期に至つて、始めて精神病者監護法なるものが制定公布され、精神病者の保護制度上一新紀元を劃することとなつた。

本法公布に至るまでの経緯を簡單に叙べるに、内務省衛生局は、明治三十一年精神病者保護に關する根本的方策を樹立するの必要を認め、此が立案に着手し、中央衛生會に之を諮問し、斯くて翌三十二年一月十六日、第十三回帝國議會衆議院へ内閣總理大臣山縣有朋の下、内務大臣西郷從道に依つて「精神病者監護法案」として提出されるに至つたのである。從來民法上に禁治産及び準禁治産の規定があつて、精神病者の財産上の保護をなしたることは先にも一言した所であるが、精神病者自身に關する規定はなく、其の儘社會に放擲されて居つたこととて社會の安寧秩序を害し、社會の蒙る危害亦少くなかつた許りでなく、精神病者それ自身も亦或は不法の監禁を受け心身の束縛を受くる者稀ではなかつたので、茲に於いてか、斯かる不法の監禁を排除すると共に、社會の受くる精神病者の危害を防止する爲めに、監護義務者なるものを定めて、之に精神病者監護の權能を與へ、斯病患者を保護監視せしめんとして本法を制定せんとするに至つたもので、同年一月十九日の院議に上り、特別委員會に附議されたが、未だ議了せざるに閉會となり、其の儘葬り

去られてしまつたのである。

依つて政府は翌三十三年一月十六日、前の議會提出議案に修正を加へ、第十四回帝國議會貴族院に提出したのである。本案は同月二十日の議事日程に上り、特別委員に附託されて審議の結果、その一部が修正されて、二月十二日を以て貴族院を通過するに至り、衆議院に於いては、二月十三日の院議に上り、特別委員會に附議され、同月十九日、委員長報告通り可決したのである。斯くして兩院を通過するに至つたので、翌三月十日、法律第三十八號を以て「精神病者監護法」の公布を見、同年六月二十八日、内務省令第三十五號に依り「精神病者監護法施行規則」が公布され、精神病者は此等に基づき監護されることとなつたのである。

本法は、精神病者に對して、直接醫療に依る保護を與へんとするものではないが、精神病といふ特殊疾病に對する救護制度が、斯くの如くして樹立を見るに至つたことは一大進歩といふべく、斯かる觀點より特殊醫療保護事業制度の創始として論ずる必要が又あるわけである。

(2) 癲癩防禦確立の要望

特殊醫療保護事業の一部門たる救癲事業に就いて觀るに、此の時代は、明治時代を通じて稀に見る關心を示すに至つた時であつたのである。即ち明治三十二年三月二日、第十三回帝國議會衆議院に「癲病患者及乞食取締に關する質問」が武市庫太・根本正・持田直の三名により賛成者三十一名を得て提出され、癲病は傳染病たるにかゝはらず、此に對して何等の處置を講ぜざるは内務大臣始め當局者の怠慢なりと難じ、此が措置に關し政府の答辯を需めてゐるが如きは、かゝる傾向にあつたことを示すものと思はれる。

尤も之に對し、政府は、西郷内務大臣の名に於いて同年三月七日、書面を以つて答辯する所があつたが、其の要旨は、癲は傳染病なるも、其の方法困難なるが爲め未だ着手するに至らず、追つて其の方法を講究し、措置するところあらん

とす、といふ極めて簡單なものであつたから、之を以て見るに、當時政府當局に於いては、何等具體的對策を有しなかつたものと思はれるが然し、癩に對して或る種の關心を拂ひつゝあつたことが知られよう。

其の後三年にして、明治三十五年二月二十八日、「癩病患者取締に關する建議案」が、齋藤壽雄外三名より第十六回帝國議會衆議院へ提出されるに至つた。本建議案は、癩病に關して政府に於いて未だ處置することなき現状よりすれば、遂に日本國をして癩病國たらしむるべき危険ありとなし、此が防遏の方法を速に樹立すべしと云ふにあつて、委員附託となり、議長指名に依る九名の委員が審議の結果、委員長報告通り可決され、政府に傳達されるに至つてゐる。尙ほ本議會中、衆議院に「肺結核及癩豫防法制定の請願」も行はれ、採擇されるに至つてゐる。かくの如くして次第に癩豫防對策樹立の氣運を育成しつゝあつたのであるが、翌三十六年、第十八回特別議會衆議院に、五月十六日、山根正次より角田眞平外三十三名の賛成を得て「慢性及急性傳染病に關する質問書」が提出され、同質問書に於いて、癩病に關して「本病は近時其蔓延劇しく世界第一の統計を示すに係らず政府に何等の劃策なきは如何」と質問したるに對し、同月二十三日附を以て、時の内海内務大臣より答辯書を送附し來つたが「目下方法講究中に屬す」と云ふに過ぎず、積極的對策を明示するまでには至らなかつたのである。

然し乍ら叙上の如き癩病に關する質問が、數次に互つて議會に於いて議員より提出されるに至つたことは注目し値ひするところで、又以て癩に對する世人の關心を尠からず喚起してゐたことを示すものと見られるのである。

尙ほ此の時代に於ける救癩活動を觀るに、明治二十八年十一月、熊本市に於いて、英國人ハンナ・リデル嬢が臨時救護所を開設して癩患者を救療し(各説)、同三十年十月三日、佛國人ジ・エム・コールなるものが、熊本市に待勞院を設立して救癩事業を開始し(各説)であるが、邦人の活動としては、一つとして之を觀るまでには未だ至らなかつた。

(3) 結核の豫防撲滅に關する輿論の喚起

前時代に於けると同様此の時期に至るも、結核病豫防の施策については何等措置するところなかつたが、逐年増加の傾向にある結核病に對して、此の期に至り漸く識者の關心を高め、その豫防施策の必要が論議されるやうになつた。而して其の豫防上に逸早く著目したのは我が軍當局であつたものの如く、海軍省に於いては明治三十年六月二十四日、時の醫務局長實吉安純の名を以て各鎮守府軍醫長及び艦隊軍醫長宛訓示を發して、結核豫防上遺憾なからしむべきを達して居り、同三十二年には、山本海軍大臣の名に於いて官房第四千三百十五號により結核豫防の訓示を達してゐる程である。

而してその漸く世論を喚起するに至つたのは三十三年頃なるものの如く、同年六月十日の時事新報社説欄に「肺病治療法の懸賞」と題して、肺結核病の近年著しく増加するを痛論し、其の撲滅策として、政府に於いて三、四十萬乃至四、五十萬圓の金を投じて、懸賞問題として其の治療法を弘く世界萬國に募集すべきを主張するに至つた如きは、輿論を喚起するに與つて力あつたものの如くである。然れば政府に於いても、結核豫防撲滅策樹立の必要を漸く認むるに至つたものと見え、内務省衛生局に於いては肺病豫防取締法を發布することに決定するに至り、此の事に著手するところがあつた。又他方此の頃より、醫家は相競うて豫防撲滅に關する施策を發表してゐる。之を例へば北里柴三郎博士は、本病豫防撲滅策として隔離法を採用し、此が爲めには、公費又は慈善家の助力により結核専門の病院を設立して貧困患者を收容すべきを説いて居り、醫學士竹中成憲は、結核病の慘害を説き、貧困該患者救療の爲め結核慈善病院を設立すべきを主張してゐるが如きそれである。然し明治三十六年に及び、代議士山根正次より「慢性及急性傳染病に關する質問書」が第十八回帝國議會衆議院に提出され、肺結核豫防處置を講ずることなき政府を難詰するところがあつたにも拘らず、目下講究中との答辯書を受け受したるに過ぎなかつたのである。斯くの如く此の期の末年に至るも未だ政府に於いて此れが豫防並に撲滅については何等の施策なく、その漸く著手するに至るのは次の時代に待たねばならなかつたのであるが、上述の如く世論は漸次喚起されつゝあつたのである。

第五章 醫療保護事業の擴充時代

第一節 施藥救療の大詔渙發と醫療保護事業の擴充

一 日露戰役後の社會相と醫療保護事業擴充の契機

明治三十七、八年に於ける日露戰役は、我が國運を賭した有史以來の大戦であつたが、其の勝利の結果は、我が國をして一躍諸列強國と相伍せしめるに至り、國運愈々隆昌するのみであつた。此の國運の隆昌につれ、各種の産業が著しく振興したる上、戰後の經營として政治、軍事上の諸施設相次いで興起し、財政は俄かに膨張するに至つた。日露戰役後の歳計を見るに、左表の如く従前の三倍を超え、約六億圓の巨額に達し、人口一人當り十二圓二十七錢となり、國債も亦五億餘圓より約二十億圓に激増してゐる。

歳入歳出の増加

年次	歳入 (單位千圓)			歳出 (單位千圓)			國債 (單位千圓)
	經常部	臨時部	合計	經常部	臨時部	合計	
明治三十五年度	三三、三〇〇	七、一〇一	三九、七〇一	一七、〇〇六	二八、一六七	二八、九三三	五六、一六四
同 三十六	三三、一〇一	三、〇〇〇	三六、一〇一	一六、七三三	七、八三四	二四、五九六	一、一八八、七〇六
同 三十七	三九、一四〇	三、三三三	四二、四七三	一六、九六四	一五、〇〇三	三二、〇五六	一、〇八五、九二七
同 三十八	五九、三〇三	一、三六、九三四	五九、三〇三	一五、六六一	二六、〇〇六	四一、七七一	二、〇九三、六一

同 三十九	四四、八九八	八五、五三〇	五〇、四八八	三九、九五四	一一、四三三	四六、四七六	二、五〇〇、六七三
同 四十	四九、二八七	三六四、七九七	八五七、〇八四	三九、五六八	二〇、八三三	六〇、四〇一	二、二七〇、三四六
同 四十一	五〇、八六三	二八五、〇七四	七九四、九三七	四〇、二四六	二二、七二五	六三、九七一	二、二五五、八二二
同 四十二	四八、三三三	一九四、三〇四	六七、四四六	三九、四一三	一三、八七一	五三、二九四	二、五八五、四二二
同 四十三	四九、二三三	一八、三四三	六七、八七三	四二、〇〇九	一五、七一五	五七、七八四	二、六〇〇、九六三
同 四十四	五〇、八、五三九	一四八、六三三	六五、一三二	四〇、八八九	一七、五、四八六	五八、五、三九五	二、五九五、八五三
同 四十五	五三、三、〇八五	一三、三、〇七	六六、三、三九二	四六、八九五	一七、六、七〇一	五九、三、五九六	二、七四三、五三三

〔日本帝國統計全書(昭和三・五)二三四頁〕
 同 二四三頁〕

右の如く累年激増してゐるから、従つて國民の負擔は愈々加重するばかりであり、其の内容から言へば、不況であるべき筈であつたが、表面的には資本主義による近代的産業の進展の光茫に惑はされて、それほど不況を見せず、國民の多くは、累次の戰勝に狂れて、次第に奢侈遊惰の風を趁ひ、人心の頹廢、滔々として止むところを知らなかつたのである。而も此の間にあつて貧富の懸隔は愈々甚しく、無告の窮民少くなかつた。加ふるに三十年頃より擡頭したる社會主義は、三十八年頃より四十年頃に至る間に其の全盛を致すに至り、幾多の社會的事件を惹起し、人心混迷してその歸するところを知らなかつたのである。明治天皇はかゝる時勢を深く軫念し給ひ、四十一年十月十三日、詔書(戊申詔書)を下し、忠實業に服し、勤儉産を治めて、堅實の美風を養ひ、以て國運の發展に勉旃すべきを諭させ給はつたが、かく聖慮を勞させ給ふほど時態は推移し、四十三年夏、かの大逆事件の勃發を見るに至つたが如きは、世態の推移、人心の頹廢、其の極に達したものとはいはざるを得ない。

役後の社會の様相、かくの如き状態であつたから、此が匡救を要すべきもの少くなく、就中貧困者の救濟保護の施策

第一節 施藥救療の大詔渙發と醫療保護事業の擴充

中、重要な地位を占むる醫療保護の施策も亦忽諸に附すべからざるものがあつたのである。然れば、かゝる社會的條件に於いて日露戦役後四十年頃より醫療保護事業の社會的重要性が漸次痛感されるに至り、その進展について種々企圖されることとなつたのである。

同愛社が明治三十九年三月二日附を以て「東京市立施療病院速設之建議書」を、時の市長尾崎行雄に提出してゐるが、其の中に於いて「戦後經營ノ第一トシテ、朝野共ニ殖産興業ノ發展ヲ企圖スルノ時ニ際シ、之ガ産出ニ當ル勞働者ニシテ、一朝疾患ニ罹リ、治療ヲ要スルモ其資ナク、爲ニ輕病ヲシテ重症ニ陥リ、終ニ瀕スルニ至ラシメ、必治ノ患者ヲシテ、又遂ニ不起ノ慘極ニ陥ラシムルカ如キハ、貧民社會ニ於テ、往々見ル所」と述べて、殖産興業發展に必然的に隨伴する貧窮民の發生とその窮境とを指摘し、斯くては「殖産興業ノ發展ヲ希ヒ、富國強兵ヲ望ム」ことは不可能であるとなし、此が匡救策として勞働者並に下層階級者の健康を保全し疾病の治療を圖る爲め、當時喧しく論議されてゐた東京市立施療病院の急速なる實現を要望し、更には同社自體の社業を擴張して、貧困者の救療上遺憾なからしめんとしたるが如きは、斯かる社會的要求に切實なるものあつたことを如實に示してゐる。又同年十月、三井慈善病院が設立され、四十年九月、皇后陛下の御眷護に依る東京慈惠醫院は、財團法人東京慈惠會として改組し、其の事業の一大擴張を圖つたが如き、皆其の一つの具現であること云ふことが出来る。殊に明治四十四年二月十一日、紀元節に當つて施療救療の大詔を渙發し、御内帑金百五十萬圓を下し給ひ、貧困無告者に對する醫療保護の施策に遺憾なからしむべきを諭し給つたが如きは、畏き極みながら此の間の消息を覗はしむるもので、勅語に「經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス」とのたまひて、世態の趨嚮を御洞察あらせられ、「若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施療救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムコトヲ期セヨ」と仰せられしは、

醫療保護の重要施策たることを、萬古に亙つて御開示あらせられしものと拜察されるのである。

其の後此の大詔を軸心として我が國醫療保護事業は進展し、今日に至つたのであるが、之を要するに、日露戦役後の我が國醫療保護事業は、役後に於ける社會的條件を温床とし、施療救療の大詔を慈雨として進展擴充せられることとなり、新紀元を劃するに至つたのである。

- 註 (1) 東京統計協會・日本帝國統計全書(昭五・五)二三四、二四三頁
(2) 同愛社・同愛社五十年史(昭三、一一、再版)二三七頁

二 施療救療に關する勅語と 聖旨

前に叙べた如く、明治四十四年二月十一日、紀元節の佳辰に當つて下し賜へる施療救療に關する 勅語は、我が國醫療保護事業を進展擴充せしむる一大契機となるに至つたのであるが、今少しく 勅語下賜當時の模様を謹叙するに、此の日、明治天皇に於かせられては、梓内閣總理大臣を御前に召させられ親しく 勅語を賜はり、併せて貧困者施療救療の資として御内帑金百五十萬圓を下し賜はる旨仰出されたのである。同日、官報號外を以て

「○恩旨 今十一日桂内閣總理大臣ヲ御前ニ召サセラレ左ノ勅語アリ併テ施療救療ノ資トシテ金百五十萬圓ヲ賜フ旨仰出サレタリ

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂動シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施療救療以テ濟生ノ道ヲ弘メムトス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムコトヲ期セヨ」

と謹載せられ、此の有難き 聖旨が國內に宣示せられたのである。尋いで同月十四日、宮内大臣子爵渡邊千秋は御内帑金百五十萬圓御下賜の 御沙汰を奉じて、左の如く桂總理大臣へ傳宣せられたのである。

「恩 賜

一金壹百五十萬圓

右最前 勅語ノ恩命ニ依リ施藥救療ノ資トシテ下賜候旨 御沙汰被爲在候此段傳宣候也

明治四十四年二月十四日

宮内大臣 子爵 渡邊 千秋

内閣總理大臣 侯爵 桂 太 郎殿」

當時、渡邊宮内大臣は、此の涯りなき 聖徳に感泣し、左の如く

「今回 聖上陛下が窮民救恤ノ深キ 御思召ヲ以テ優渥ナル 勅語ニ添へ、施藥救療ノ資トシテ御内帑金壹百五十萬圓ノ御下賜アリタル事ハ、萬民ト共ニ感泣スル次第ナルガ、這ハ至ク 陛下ノ平生無告ノ蒼生ヲ憐レマセ給フ 大御心ヨリ出テタル事ニテ、 聖上陛下ニハ日頃民安カレトノミ 御軫念アラセラレ、洪水、地震、海嘯、大火等ノ事アレバ、直ニ侍從ヲ遣ハサレテ、被害ノ狀況ヲ視察セシメ、夫々御救恤ノ 御沙汰ヲ下シ賜ヒ、又年々養育院等ニ御下賜等アリテ、常ニ貧困者救助ノ事ニ 大御心ヲ注ガセ給ヒ、少カラズ 宸襟ヲ惱マシ給ヘルガ、殊ニ輓近世運ノ大勢ハ富者ノ次第ニ増加スルト同時ニ、一方ニハ貧者モ亦次第ニ増加シ來リ、人心ノ統一ヲ缺カントテ甚シク憂ヒサセ給ヒ、此ノ度總理大臣ニ懇篤ナル 勅語ヲ賜ヒ、施藥救療ノ資ヲ御下賜アリタル次第ナリト拜察ス。其ノ紀元節ニ當リテ、此ノ恩典ヲ發セラレタルハ、神武天皇御即位二千五百七十一年ノ尊キ紀念日ニアレバ、此ノ祝祭日ニ於テ此ノ會テ先例ヲ見ザル洪大無邊ノ 御沙汰ヲ下シ賜ヒタル所以ナラン。總理大臣ハ此ノ 勅語ヲ 聖上ノ御居間ニテ拜受

スルヤ感激膏ナラズ、御前ヲ退リ、内閣ニテ閣臣一同ニ披瀝シ、御下賜金ノ處分ニ就イテ何レ熟議ノ上、聖旨ノ在所ヲ、一般人民ニ徹底スルヤウ、適當ノ措置ヲ取ルベキ事ト信ズ。固ヨリ未ダ其ノ具體的ノ方法トテハ定マリ居ラザラン。念フニ追々適當ノ方法ヲ定メ 大御心ヲ安ンジ奉ル事トナルベシ。予ハ 聖旨ヲ承ケテ、御内帑金壹百五十萬圓御下賜ノ傳宣ヲナセシ迄ニテ、今後ノ措置ニ就テハ何等存ズル所ナシ。其ノ内閣ニ於テ具體的方法ノ定マリタル後ハ、或ハ予ニ對シ何トカ協議スル所アルベキカハ、勿論今日言ヒ得ベキ事ニアラズ。熟々惟ミルニ古キ以前ノ大内裏ニ施藥院ノ設ケアリテ、官中ヨリ無告ノ窮民ヲ御救恤アリタル事ハアリタルモ、其ノ後畏レ多クモ皇室式微ノ爲メ、名ノミ殘リテ其ノ實行ハ絶ヘタルヤウナリシガ、今上陛下ノ大御代トナリテ、左様ノ御設備ハナキモ、平生屢々御仁慈ノ 御沙汰アリタルニ、今又茲ニイトモ有難キ仁愛ノ 聖旨ニ出テ給ヒシ事トテ、天下無告ノ窮民ハ、如何バカリカ感涙ニ咽ブナルベク、又一般臣民モ此ノ 勅語ヲ拜シテ、定メテ 皇徳ノ無量ナルニ感激シ、益々奉公ノ赤誠ヲ致スニ至ルベキヲ疑ハズ」と謹話し、又桂總理大臣は

「今回優渥ナル 大詔ヲ渙發セラレ、御内帑ノ資百五十萬圓ヲ下賜アラセラレテ、無告ノ窮民ヲ救ハセラレントノ大御心ニ對シテハ、唯々恐懼ノ外ナシ。サレバ任ニ局ニ當ル者ハ最良ノ措置ヲ講ジテ 聖慮ニ副ヒ奉ランコトヲ期ス。由來日本ノ文明ハ僅々四十年間ニ移植セラレタルヲ以テ、社會及經濟狀態ニ急激ノ變化ヲ來シ、隨テ、生存上ノ落伍者ヲ生ズルハ、數ノ免カレザル所、殊ニ眞面目ニ業務勤勉ナル者モ、時ニ或ハ落伍者タルナキヲ保シ難シ。即チ此等ノ人ニシテ一朝病ヲ獲ンカ醫療意ノ如クナラズ、爲ニ遂ニハ社會ニ對スル不平トナリ、更ニ進ンテ自暴自棄トナリ、一身ヲ誤ルノミナラズ、延イテ國家ヲモ荼毒スルニ至ル。是レ恐ルベキ社會ノ缺陷ニシテ、今回ノ 大詔ノ如キモ、要スルニ此等ノ缺陷ヲ救濟セラレントノ 大御心ヨリ出デタルモノト拜察ス。サレバ今後ハ如何ニシテ此ノ 大御心

第一節 施藥救療の大詔渙發と醫療保護事業の擴充

ニ副ヒマツランカノ問題ナリ。何分 大詔ノ換發ハ、近ク昨日ノ事ニ屬スルヲ以テ、政府當局ニ於テハ未ダ何等ノ腹案アラズ。孰レ次回ノ閣議ニ於テ、各大臣ノ意見ヲ聽取シ、然ル後徐ニ決定スル筈ナルガ、聖慮ヲ拜察シ、先ツ御下賜金ヲ基本トシテ財團法人ヲ組織シ、現在ノ赤十字社事業ヲヨリ以上ニ擴張シテ、各地方ニ施藥院ノ如キモノヲ施設シ、如何ナル山間僻陬ノ地ニモ之ヲ及ボシ、以テ普ク 聖恩ニ浴セシムルヲ至當ト信ズ。其レニハ敢テ他ヨリノ勸告ヲ待タズ、富豪貴族ハ 聖慮ノ存スル所ヲ奉體シ、進ンデ應分ノ贖金ヲナシ、事業ノ擴大 聖恩ノ普及ヲ期スルヲ要ス。歴史ノ傳フル所ニ依レバ、聖天子天智天皇ノ御宇ニ施藥院ヲ施設セラレタルトアルガ、確ニハ記憶セザルモ、其ノ際モ御内帑ヲ割カセラレタルモノノ如カリキ。今上陛下亦御内帑金ヲ割カセラレテ、大御心ヲ茲ニ注ガセ給フ、古今ノ 聖君 敬慮ヲ一ニセラレ給フ、仰グダニ畏シ。惟フニ國運ノ進展ハ上、下官民、心ヲ一ニシテ事ニ當ルニ在リ。即チ今回ノ聖慮ヲ奉體シテ、貴族富豪ノ奮起ヲ希望スル所以ナリ。今回ノ 大詔ノ如キ、單リ政府當局者ニノミ下シ賜ヘルニアラズシテ、實ニ國民全體ニ賜ハリタルモノナルヲ奉體シ、官民協同、以テ 聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期セザルヘカラズ」

と、謹んで語るところあり、平田内務大臣も亦左の如く

「紀元節ノ祝賀ノ爲參内シ、例年ノ通り御陪食ノ榮ニ預リ居リタル處、突然桂首相ヨリ優渥ナル 聖旨ノ 御沙汰ヲ傳ヘ聞イテ、實ニ 聖恩ノ滋雨ノ如クナルニ感泣シ、宮中ヨリ退出セシ次第ニテ、未ダ御下賜金ノ處分方法トイフ如キ具體的ノ事ハ一向考ヘ居ラズ。何レ桂首相ヨリ此ノ事ニ關シ話シアルベク、ソノ時ニハ十二分協議モシ調査モシテ、聖旨ノ程ヲ國民一同ニ徹底セシメタク思ヒ居レリ。歴史ニ依レバ、昔ハ施藥院トカ、療病院トカイフモノアリテ、ソレゾレ濟生ノ道モ弘メラレアリシヤウナルガ、夫レニシテモ今回ノ如キ御手許金ヲ施藥救療ノ資トシテ多大ニ御下賜アリシコトハ、前代未聞ノ事ト存ジ居レリ。返ス返スモ 聖恩ノ忝ナキニ感泣セザルヲ得ズ」

と謹話し、聖徳の廣大無邊なるに深く感激して、聖旨の對揚を期せんとするところがあつたのである。

さて纏つて、施藥救療に關する 勅語の 聖旨を謹案し奉るに、「朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其歸嚮ヲ認ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑑ミ倍々憂勤シテ業ヲ勤メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ」と、經濟上の變革によつて國民生活の不安が増大し、國民思想の惡化を招來しつゝあつた時代の趨嚮を御明察あらせられて、爲政者の行ふべき政治の要諦を御示しになり、更に「若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最軫念シテ措カサル所ナリ」と宣ひ、窮民の醫療上に遺憾ある實情を御深憂あらせられ、乃チ施藥救療以テ濟生ノ途ヲ弘メトス茲ニ内帑ノ金ヲ出シ其資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體ニ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シホク衆庶ヲシテ頼ル所アラシムルコトヲ期セヨ」と、貧困の主要なる原因が疾病傷痕にあることを御確認になり、之を匡救する爲め窮民救恤の事業なる醫務保護事業施設制度の整備進展を圖るべきを、仰せ給ひし 聖慮と拜察せられるのである。

前掲桂總理大臣の謹話中に「由來日本ノ文明ハ僅々四十年間ニ移植セラレタルヲ以テ、社會及經濟狀態ニ急激ノ變化ヲ來シ、隨テ生存上ノ落伍者ヲ生ズルハ、數ノ免カレザル所、殊ニ眞面目ニ業務ニ勤勉ナル者モ、時ニ或ハ落伍者タルナキヲ保シ難シ。即チ此等ノ人ニシテ一朝病ヲ獲ンカ醫療意ノ如クナラズ、爲ニ遂ニハ社會ニ對スル不平トナリ、更ニ進ンデ自暴自棄トナリ、一身ヲ誤ルノミナラズ、延イテ國家ヲモ荼毒スルニ至ル。是レ恐ルベキ社會ノ缺陷ニシテ、今回ノ大詔ノ如キモ、要スルニ此等ノ缺陷ヲ救濟セラレントノ 大御心ヨリ出デタルモノト拜察ス」と述べ、又渡邊宮内大臣も其の謹話に於いて「輒近世運ノ大勢ハ、富者ノ次第ニ増加スト同時ニ、一方ニハ貧者モ亦次第ニ増加シ來リ、人心ノ統一ヲ缺カンコトヲ甚シク憂ヒサセ給ヒ、此ノ度總理大臣ニ懇篤ナル 勅語ヲ賜ヒ、施藥救療ノ資ヲ御下賜アリタル次第ナリト拜察ス」と説いて、 聖慮の存する所を拜察し奉つてゐるが如く、 明治天皇に於かせられては、正しく

社會經濟上の急激なる發達につれて貧富の懸隔甚しくして、國民生活の不安を招來し、之に伴ひ思想の惡化を誘致しつゝあつた時勢を洞察し給ひて、貧窮の主因となり、延いては思想惡化の根源ともなり、各種の紛議を惹起せしむる濫床ともなる貧窮病者を救済保護するの施策として、醫療保護の事業を起し、世界の進運に伴つて國家社會の健實なる進歩發達を遂げしめんとせられた。大御心であると拜察されるのである。明治の初年に於いて施療病院設立に關する。御沙汰を拜し、更に四十四年に於いて此の施療救療に關する。勅語を拜するに至つたことは、寔に恐懼感激に堪へないところで、如何に醫療保護事業の上に。大御心を注がせ給はせられたか、拜察するだに畏れ多い極みである。

註 (1) 官報號外(明四四・二・一一)

(2) 同第八二九〇號(明四四・二・一三)三一八頁

(3) 恩賜 濟生會志 (昭一二・四) 一五七頁

(4) 同 一七八頁

(5) 同 一九頁

第二節 優詔渙發による輿論の喚起

一 施療救療事業に對する輿論の覺醒

施療救療の 大詔一度渙發せらるゝや、國を擧げて 聖恩の洪大無疆なるに恐懼感激すると共に、 聖旨の對揚に關して勃然と輿論を喚起するに至つた。當時各新聞は、論說に記事に生民存恤の 歎慮の深きに感激の旨を述べ、進んで施療救療に關する各方面の意見を掲げ、又醫學關係雜誌を始め社會事業に關する諸雜誌も、共に筆を揃へて 聖旨對揚に邁進せざるべからざる所以を説くのみならず、施療救療の事業、ひいては社會事業全般に關する諸家の意見を紹介し

て、施策に資せんとするところがあつた。

先づ恩賜救護資金の措置に關して見るに、或は「之を元始基本金とし、弘く慈善篤志家等の義金を醜集して一つの財團を設立すべし」と説き、或は「恩賜金は之を全國に配分して、普く貧困患者に惠澤の及ぶやう處置すべし」といひ、又「之を分配せず、永久に存続するやう集用するの方を樹つべし」と説く等、諸種の意見があつた。

次に施療救療事業に關しては、第一に之を行ふ主體について論じて曰く、「施療救療事業は慈善的行為に非ずして、國家社會の正に行ふべき事業なるが故、市町村、地方廳及び國家に於いて施策すべきで、之に慈善團體並に醫師等は協力すべし」と説くのが一般の論調であつた。第二に、施療救療の事業内容とも云ふべきものに關しては、或は「所謂施療救療事業に併行して防貧的救護事業、例へば授産、低利資金の融通等を行ふべし」と説き、或は「貧困患者を對象とする施療救療事業と共に、中等階級の人々を對象とする輕費診療事業を行ふべし」と述べ、又「單に中等階級以下の者を對象とする輕費診療事業を經營すべし」といひ、又「巡回看護婦事業を起すべし」といひ、或は「特種救療病院としての結核療養所を設立することこそ刻下の急務である」と述べ、或は又「救護事業擔當者の養成所即ち社會事業従事者の養成所を其の一部事業とすべし」と説き、或は「醫家の仁恤性に依倚せんとする従來の風を矯め、純正なる救療機關を設立すべし」と説く等、各種の意見が提出されてゐる。

次に施療救療事業の實施方法に關しては、「帝都は各地方より人々の蟄集する中心地なるのみならず、窮民の數も隨て最も多きが故に、先づ帝都に一大施療病院を設立すべし」といひ、或は「恩眷を普く光被せしむる爲めには、各府縣に施療病院を設立し、各町村に其の分院又は施療所を設置すべし」といひ、或は「府縣には施療病院を設立し、町村には公醫を置くべし」といひ、或は「施療券を發行して之を醫師會等に委託診療せしむべし」と説いてゐる。而して濟生會の設立が傳へられるや、之に對しては「濟生會は自ら診療を行ふことに依り開業醫の業務を侵害し脅威するが如きこと

あるべからず」といひ、或は濟生會は其の救療を公私病院及び開業醫に委託すべし」と説く等、諸種の意見が提示されてゐるが、今『濟生會誌』に載する所に依り、當時の有力なる政治家、實業家の言を先づ暫く聽くこととする。

當時大隈重信伯爵は、聖恩の有難きに感泣すると共に、聖慮を煩はすに至りたるは恐懼に堪へざるところなりとし、社會各人其の資を頗ち相協力して、聖旨に應へ奉らざるべからずと、左の如く⁽¹⁾

「我が 今上陛下が深く現在ノ國情ニ 御軫念遊バサレ、今回ノ勅語ヲ下サレタルニ就テハ閣臣等ガ深く自己ノ職責ニ省ミテ恐懼措ク能ハザル所ナルハ勿論、一般臣民亦能ク 聖旨ノアル所ヲ體シテ戒メザルベカラズ。我邦歴代ノ天皇ハ皆十全ノ君ニマシマシ、民ノ心ヲ以テ御心トシ給ハザルナシ。世トシテ時ニ秕政ナキニ非ザリシモ是レ皆臣僚輔弼ノ資ヲ完ウスル能ハザルニ坐シ歴代天皇ノ高德ヲ果ハスモノアルコトナシ。特⁽²⁾ 今上陛下ノ臣民ニ對シテ御仁慈ナル聖恩ノ洪大ナル天地ヲ載ストモ謂フベシ。(中略)抑々日常社會ニ起伏スル萬般ノ現象ハ、其ノ惡タルト善タルト、健全ナルト不健全ナルトヲ問ハズ、等シク社會各人ニ於テ其ノ資ヲ頌タザルベカラズ。今回 聖慮ヲ煩ハシタル如キ、閣臣ノ資亦決シテ免ルベカラザル所ナリト雖モ、社會各個人ニ於テモ夙ニ思フ此ニ致シ、相互協力シテ社會ノ害毒ヲ驅除シ、健全ナル發達ヲ期セザルベカラズ。歐米ノ各文明國ニ於テ、勉メテ此ノ方面ノ注意ヲ怠ラズ、貧民救助施療等ノ完備ヲ計レルハ偶然ニ非ザルナリ。社會一部ノ不健全ナルハ、延イテ全體ノ墮落ヲ誘致シ終ニハ國家ノ存立ヲ危ウセルコト、古來決シテ其ノ例ニ乏シカラズ。要スルニ爾今我々ノ則トスベキハ各人皆社會ノ資ヲ以テ自ラ任シ、相依リ相輔ケテ國家ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルニアリ。予ハ此ノ點ニ於テ特ニ上流人士ノ省慮セラレンコトヲ希求スル次第ナリ。」と語り、又在野黨の領袖松田正久は、聖旨の無量なるを恐懼して語り、更に施療施策に言及して、聖恩を洽く六千萬國民に光被せしむる爲めには、當然、富豪の出捐すべき義金を併せて之を各府縣に配分し、それを基金として官公立病院に慈惠病院を附設すべきを次の如く⁽³⁾

「自ら醫療ノ資ヲ給スル能ハザル無告ノ窮民ヲ憐レマセ給ヒ内帑ノ資百五十萬圓ヲ下賜アラセラレタル 聖恩ノ洪大ナルハ、今更申スモ畏ケレド草莽ノ微臣モ只々感激ノ涙ニ咽バザルヲ得ズ。抑々明治維新以來、既ニ歳ヲ換ユルコト四十回ニ及ビ、國運ノ伸張ト共ニ、富ノ分配漸ク平衡ヲ失シ、兼併ノ弊漸ク盛ナラントスルノ狀アリ。此ノ時ニ當リ至慈至仁ナル 陛下 優詔ヲ首相ニ下シ賜ヒテ、宜シク社會ノ現狀ニ鑑ミ、業ヲ勸メ教ヲ敦クシテ、以テ健全ノ發達ヲ遂ゲシムベシト宣セザル、閣臣ハ申スニ及バズ國民學ツテ 聖旨ヲ奉體シ機ニ觸レ時ニ應ジテ、貧富ノ懸隔ヲ緩和スルニ足ルベキ政策ヲ施シ以テ我國固有ノ美風ヲ保全スベク、努力奮勵セザルベカラザルナリ。(中略)遮莫這回下賜アラセラレタル百五十萬圓ヲ如何ニ措置スベキヤハ、政府ニ於テ目下講究中ナランガ、聖恩津々浦々ニ光被シ六千萬ノ蒼生ヲシテ、天命ヲ全フセシメンニハ、當然富豪ノ出捐スベキ慈惠金ヲ併セテ、道府縣ニ配布シ、之ヲ基金トシテ官公立病院ニ慈惠病院ヲ附設セシメ、而シテ施療投藥、以テ無告ノ窮民ヲ救フヨリ上策ナカルベシ。蓋シ天下ノ富豪ガ東西相呼應シ、競フテ濟民ノ資ヲ出損シ、 陛下ノ 大御心ヲ安ンジ奉ルノ舉ニ出ヅベキハ、疑フベカラザルノ事實ニシテ、一千萬、二千萬ノ慈惠金ハ立ドコロニ集マルベク、政府モ亦喜ンデ之ヲ納ルベキハ自明ノ理ナレバナリ。云々」と述べ、尙ほ又實業界の有力者早川千吉郎は⁽⁴⁾

「至仁至慈ナル 今上陛下が臣民ヲ赤子トナシ、常ニ其ノ休戚ヲ 軫念アラセラル、 大御心ノ程ハ申スモ畏キコトナガラ、此度御内帑ノ内ヨリ百五十萬圓ノ巨額ヲ割カセラレ施療救療ノ資トシテ 陛下賜相成リタルコトハ、實ニ恐懼感佩ノ至リニ堪ヘザル所ナリ。併シテ 陛下賜金ノ處分ニ對スル予ノ意見ハ今回ノ 陛下賜金タル窮民施療救療ノ資ニ充テシムル 御御慮ナルヲ以テ、一般國民モ此ノ 聖旨ヲ奉體シ 陛下賜金百五十萬圓ハ即チ基本金トナシ、華族富豪一大奮發ヲナシ、⁽⁵⁾東京大阪ノ如キ人口稠密ナル都市ニハ、新規ニ慈善病院ヲ建設シ、亦各地方既ニ公立慈善病院ノ設ケアルモノハ、之ニ補助ヲ與ヘテ完全ノ設備ヲナサシメ、未ダ此等ノ設置アラザル地方ハ此際新設ノ計畫ヲ

立テ、以テ日本全國ニ普及セシメ、津々浦々ニ至ル迄漏ナク 洪恩ニ浴セシムルノ方法ヲ取ラザルヘカラズ。」
 と述べて、華族富豪の賑起を促し、一千五百萬圓に達する金員を醸出せしめ、之を以て大都市に施療病院を設立すると共に、各地方に於ける公立病院に補助を與へて貧困病者施療のことに當らしむべきことを強調してゐる。

註 (1) 恩賜 財團濟生會志(昭二・四)二〇一頁

(2) 同 二二一―二頁

(3) 同 二二二頁

二 國家醫學會の救療問題討究

斯くの如く施療救療事業に對する輿論を喚起して、社會的關心を大いに深めたのであつたが、此のことに與つて力あつたもの一つとして、國家醫學會の活動を數へることが出来るであらう。

國家醫學會は、三月十二日、東京帝國大學法科大學三十二番教室講堂に於いて、「貧民救療に關する講演會」を開催したのを第一回とし、其の後同月二十九日、翌七月一日の二回に互り同じく講演會を開催して輿論の喚起に努むると共に、其の機關誌なる『國家醫學會雜誌』を臨時増刊し、勅語恩賜記念號として發行すること二回に及び、講演會に於ける講演及び各界に於ける知名の士の施療救療に關する意見を掲載して斯問題に深き考究を加へ、以て 聖旨に副はんとを期するところがあつたのである。今、同誌上に發表されてゐるところにより、其の二、三について述べることとする。

先づ、醫學博士片山國嘉は「勅語恩賜と貧民救療」と題して、あらゆる角度より救療問題を論じてゐるが、其の要旨について見るに、理想的の施療救療法は、左の九項目に該當するものに非らざれば不可なりとしてゐる。即ち⁽¹⁾

「一、恩賜金を以てする救療事業の効力範圍は空間的には狭く或る地方にのみ限らずして廣く全國の細民に普及する事

二、其範圍時間的には一時現世に限らずして未來永遠に涉りて倍々其徳光を熾ならしむる事

三、其事業には努めて弊害なき方法を選む事

四、其事業は外觀の美ならんよりも、寧ろ質實儉素にして實利實益の大なる方を選ぶ事

五、其事業は皇室仁慈の泉源と爲すに足るものなる事

六、其事業は日本の貧民救療史上に一新紀元を爲すに足る完全のものとなす事

七、其事業は主たる目的以外別に尙ほ特種の公利公益を起すに足る一舉兩得の方法ある時は成る可く其社會に利益多

き方を選ぶ事

八、其事業は他の防貧又は救貧事業と相俟つて始めて完成するものなれば官公私營の別なく其間に統一ある相互關係

を善く存するものなる事

九、其事業は平時を主とするものにして戰時若くは非常時の救護を目的とする赤十字事業とは全く別物なれば努めて

其混同を避くる事

としてゐる。而してかゝる施療救療を行ふべき主體は⁽²⁾

「第一、市町村及其地方政廳

第二、慈善家及慈善的公共團體

第三、醫師」

の三者なりとし、次に施療救療の方法に就いて、之に間接救療と直接救療の二方法ありとし、左の如く説いて居る。⁽³⁾
 「間接救療とは現在の貧困病者に對する施療救療の謂にあらずして未來に於ける經濟的細民の疾病治療に對して、間接に與ふる補助救濟を云ふのである。

此間接救療の方法は一面に於ては、又同時に防貧若しくは救貧の方法ともなるのであるから貧民の保護救済上には是非共になくてはならぬ一舉兩得の最良方法である。

其の方法に色々あるが、先づ主なるものは大要次の如くであらうと思ふ

- 一、無職の窮民に成る丈け職業を授與し、若しくは之を紹介する救済事業
- 二、窮民の日用品廉價購買に便宜を與ふる救済事業
- 三、窮民の居住及宿泊に便宜を與ふる救済事業
- 四、収入の最も少き者には尙ほ出來得る程度の疾病、傷害、妊娠、老衰、生命等に關する小額保險事業
- 五、乳兒及兒童の保護若しくは養育に關する救済事業
- 六、奉公人の貯蓄及保險に關する救済事業等

と述べ、更にその間接救療の三大利益に就いて

「○上○直接救療は、無告の窮民に對しては素より必要であるが、被救療者の資格の選擇其の宜しきを得ざる時は、往々にして被救療者の間に徒食遊惰等の悪弊を生ずるの嫌あるも、間接救療法には此の患がない一の利益である、二には下層貧民に幾分か獨立自營の氣風を養成するの利益がある、三には直接救療を要する底の貧民の數を減少するの利益がある、少くとも其の増加を低減するの利益がある。

此の如く間接救療の利益は廣且つ大であるから一國の貧民救療を論じやうと思ふ人は直接救療のことと共に又此間接救療のことも併せ考ふるの必要を必ず忘れてはならぬのであります」と説いてゐる。

之を要するに、博士は既に貧窮に陥つたところの貧困疾病者を、所謂直接救療法に依つて施藥施療して救済すると共

に未だ貧困に陥らざる者に對しては、各種の防貧的事業を行ふ必要ありとするのである。而して博士は結論として、恩賜金を以てする施藥救療の事業はかくあらねばならぬと、左の如く

「第一、恩賜財團法人の爲すべき救療事業

- 一、恩賜金は之を元始基本とせる財團法人を創設し、之に貴族富豪の淨財を添加して其基本金額少くとも一千萬圓乃至數千萬圓以上に達する迄は一切之を使用せず専ら其増殖を謀るべし
 - 二、此の法人の基本金は如何なる場合と雖も將來一切之を使用せず只利子のみを事業費に充つべし
 - 三、此の法人の主なる事業としては直接若しくは間接に貧民救療を目的とする各種の事業を補助獎勵すべし
 - 四、此の法人の自から經營すべき事業としては先づ目下の最急務たる特種救療病院、就中結核療養所一二ヶ所を設立して世間に其の模範を示すべし
 - 五、此の法人自から間接の救療事業に著手するは不可なりとするも世人の經營する防貧又は救貧事業にして間接に貧民救療上著大なる利益あるものには此の法人より幾分の補助を與へて其事業を保護獎勵するを可とす
- 第二、恩賜財團法人の目的事業の完成上必要とする姉妹事業及法令
- 一、政府當局者に於ては、内は古來の風俗習慣に鑑み、外は歐米各國の善例に照し此際完全なる防貧、救貧及貧民救療制度に關する法令を發して國民一般に最善最良なる貧民救療の方法を知らしめ行はしめ又之を統一監理して以て彼の恩賜財團法人の救療事業と相俟て其の完成を謀り爰に貧民救療史上の一新紀元を作り出す事
 - 二、富豪及衣食に餘裕ある中流以上の社會人士に於ては無告の窮民は勿論他の貧民に對しても亦社會國家の安寧幸福の爲めに常に幾分か之を救済するの義務あることを自覺して貧民の豫防救済及救療のことに應分の力を盡くして爰に貧民救療史上の一新紀元を作り出すやう心掛くる事

三、醫師社會に於ては醫師諸君の從來貧民救療上に貢獻せられたることの寔に著大なるを感謝すると同時に從來に於ても亦舊の如く或は又一步を進めて政府當局者、市町村若くは慈善團體等と協力一致して出來得る限り貧民救療上に仁慈行爲を實行して日本の醫師に特有なる良風美俗を長しなへに發揚して以て爰に貧民救療史上の一新紀元を作り出すやうに心掛る事

と述べてゐる。又同博士は、第二回の講演會に於いて「貧民救療問題中の重要な先決問題」と題して、醫師と貧困患者との關係について演説するところあつたが、同演説に於いて、先づ救療問題は、個人の慈善的問題に非ずして、國家社會の事業であるとなし、此が遂行は國家の力に加ふるに中等以上の人々の共同的精神と資力との綜合を以て爲さるべき一大社會事業であると述べ、且つ開業醫師が、年々患者の診察料藥價の不拂により蒙る損害は一千萬圓内外であるが、かゝる醫師の損害を軽減すると共に、貧困者の受療を容易ならしめ、救療上遺憾ならしむる爲めには、貧民救療法を制定するのが最善最良の策であるとも説いてゐる。

法學博士小河滋次郎は、第一回講演會に於いて「恩賜の救療金に就て」と題して所見を開陳したが、恩賜金は、窮民をして普く施藥施療の聖恩に浴せしむべく全國に配分すべしとする論あるを排し、集用するの方針を定むることの必要なる所以を述べてゐる。被救療者については、疾病傷痍者は勿論のこと、妊産婦、病弱兒、初生兒等の治療にまで及ぶ必要ありとし、又施療實施の方法としては、東京市内に中央慈善病院を設立し、各所に其の分院を設立するのが最も便宜を得たるものなるべしと述べてゐる。尙ほ恩賜金による一事業として、斯業の發達普及を必要とする前途に備へて、社會事業家の養成所を設立し、且つ女性社會事業家の輩出を企圖すべきことを力説してゐる。

又醫學博士北島多一は、「結核療養所設立の必要」の題下に、貧窮民救療問題中急施を要するは、貧窮結核患者の救療にして、その爲めには結核療養所を第一に設置すべしと、左の如く説いてゐる。

「^{○上} 我國に於ては結核豫防に付て何をやつて居るかと申しますと、悲しいことには何一つないといふ有様である、^{○中} 又最近には所々に慈善病院が出来るやうになりました、^{○中} が結核に對する病床は非常に少ない、^{○中} 此度東京市で拵へた施療病院は^{○中} 二三十人位は結核を容れるさうであります。併ながら此廣い東京で僅二三十人位の結核を治療した所で、それは殆ど何にも役に立たぬと云ふて宜い、赤十字の病院と言つても、結核病床は八ツしかない^{○中} 是非共特別なる結核療養所を設立されて、模範を示して戴きたいと思ふ^{○中} 現時の社會問題たる貧民救療のことに就ては、一番さきに結核に就て計畫することが必要であつて、夫れには療養所を設けることが最も適切なる處置であると信じます。^{○下} 略」

ドクトル富士川游は「醫師と貧民救療」との關係について説述し、ドクトル・オブ・フィロソフイー戸塚卷藏は「貧困及び救貧法」について、法學士下村宏は「少額保險と貧民救療法」、法學士長谷川久一は「醫務的救濟事業」に就いて論じ、第二回講演會に於いては法學博士山崎覺次郎は「社會政策上より見たる貧民救療」、醫學博士吳秀三は「精神病者と其救濟」、光田健輔は「癩患者の現況に就て」、法學博士桑田能藏は「窮民救助制の前途」について夫々論じてゐる。¹⁰ 尙ほ文學博士三浦周行は「社會と醫業について」と題して、貧窮民に對する施藥救療の外に、中流階級の人々に對する輕易なる醫療の用途なかるべからざる所以を指摘してゐる。¹¹ 世論概ね貧窮民の救療のみを問題としたる時にあつて一般庶民階級の醫療問題に就いて論じてゐることは、注目に値するものと考へられる故、其の所説の一部を摘録するに¹²

「凡そ救濟の目的を達せんには猶ほ醫の病を療するが如く先づ仔細に困憊の理由を探究して、之に對する緊切自確の手段を講ぜざるべからず。故に中流社會の救治は彼等が戰時より繼續増課せられつゝある租税の負擔を輕免するも一法たるべく、又低利資金の貸附に關する適當なる便法を開くも亦一案ならん。然れども今は主として當面の問題たる國家醫學上の見地より觀察せんに、彼等は固より施藥救療の恩典に預るべきに非ず。彼等如何に悲境に傾くとも遽に